

別表2 評価等料金表

1. 戸建住宅（新築住宅）

単位：円（税込み）

	基本料金	選択評価事項がある場合の 加算額
設計住宅評価の単独申請	44,000	11,000
設計住宅評価と長期使用構造等確認の同時申請	55,000	11,000
長期使用構造等確認の単独申請	38,500	-
建設住宅評価（新築住宅） （当機関が設計住宅評価を行った場合）	99,000	17,600
建設住宅評価（新築住宅） （上記以外の場合）	110,000	19,800

2. 共同住宅（新築住宅）

単位：円（税込み）

	基本料金			選択評価事項がある 場合の加算額
	500㎡以下	500㎡超1,000㎡以下	1,000㎡超	
設計住宅評価の単独申請	55,000+M×16,500	77,000+M×16,500	132,000+M×16,500	M×1,100
設計住宅評価と長期使用構造等確認の同時申請	66,000+M×17,600	99,000+M×17,600	165,000+M×17,600	M×1,100
長期使用構造等確認の単独申請	44,000+M×14,300	55,000+M×14,300	110,000+M×14,300	-
建設住宅評価（新築住宅） （当機関が設計住宅評価を行った場合）	99,000+M×11,000	132,000+M×11,000	176,000+M×11,000	M×1,100
建設住宅評価（新築住宅） （上記以外の場合）	132,000+M×11,000	178,200+M×11,000	255,200+M×11,000	M×1,100

※1 Mは共同住宅の評価対象戸数である。

3. 変更申請に係る料金は上記の表による料金の1/2とする。
4. 軽微変更該当証明書等の交付料金は1通5,000円とする。

別表3 減額率等

	内 容	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価
		(最大減額率)	(最大減額率)
1	住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。	5%	5%
2	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。	5%	5%
3	設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。	10%	—
4	建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法7条の4第1項の検査の申請を行うとき。	—	10%
5	設計住宅性能評価の戸建住宅において、住宅の仕様が一樣等で同一の評価等となる複数の住宅の申請を同時に行ない、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。	10%	10%
6	設計住宅性能評価の共同住宅等において、住棟の仕様が一樣等で同一の評価等となる複数の共同住宅等の申請を同時に行ない、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。	10%	10%
7	共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。	10%	10%

※減額率は、該当する項目が複数ある場合、加算することができるものとする。ただし、最大減額率は30%とする。